

いじめに関する現状と課題
・本校では、いたずらやからかいといった遊び感覚の行為が時々見受けられ、それがいじめと認知されるものもある。その現状に対処するため、教職員による校内パトロールなど、いじめ問題の対策に取り組んできている。しかし、現状ではＳＮＳへの書き込み等、生徒間トラブルやいじめの原因となる事象も存在することが考えられる。生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見と適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策検討委員会には、生徒指導主事以外にも教務主任・学年主任等も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のＳＮＳ等の利用実態の調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。 <重点となる取組> ・ＳＮＳの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。 ・全校人権集会等において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。 ・生徒のインターネット利用の実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
<連携の内容> ・学校基本方針を説明する機会を設け、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・主任児童委員等の協力を得て、生徒の学校以外での生活に関する見守りや情報提供等お願いし、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。 ・学校だよりやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を掲載し、活用を促す。	いじめ対策検討委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・月1回程度（生徒指導委員会開催時に実施） <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。 <構成メンバー> ・校外 本校学校評議員会構成員 ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭 全 教 職 員	<連携機関名> ・井原市教育委員会、県教育委員会 <連携の内容> ・ネットパトロールによる監視 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・井原警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 <学校側の窓口> ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	（居場所づくり） ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。 （人権教育） ・全校人権集会等を活用し、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 （情報モラル教育） ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。
② 早 期 発 見	（実態把握） ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期毎に実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 （相談体制の確立） ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見過ごすことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 （情報共有） ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 （家庭への啓発） ・家庭での生徒の様子を観察してもらう等の働きかけをし、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	（いじめの有無の確認） ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 （いじめへの組織的対応の検討） ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策検討委員会を開催する。 （いじめられた生徒への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた生徒への指導） ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を営むことができるよう指導を行う。